

# 科学技術と現代社会

## 第5回 原爆投下決定と外交

田中 浩朗  
(東京電機大学)

# 科学顧問団の勧告(復習)

- 「核兵器の即時使用に関する科学顧問団の勧告」  
(1945.6.16):
  - ◆ われわれは、原子力の出現によって提起されている政治的、社会的、軍事的問題を解決しうる特別の能力をもちっていると主張するものではない。
- それでは、国家の政治的指導者(大統領等)はどのように考え行動したか？

# ビデオ

- その時歴史が動いた  
「ポツダム宣言・米ソの攻防①  
原爆投下・トルーマンの決断」  
(NHK総合, 2001.7.25)
- ◆ トルーマン大統領就任・・・ポツダム会談へ

# 日本降伏へ向けて:ポツダム会談以前

- 海上封鎖
- 空爆(通常爆弾による)
- 無条件降伏の緩和(天皇制容認)
  - ◆ 問題: 無条件降伏を求める米国内世論
- ソ連参戦 '45年8月～ ('45年2月ヤルタ密約)
  - ◆ 問題: 戦後のソ連勢力範囲の拡大
- 本土上陸・地上戦 '45年11月～
  - ◆ 問題: 日本人の激しい抵抗による米兵の死傷者の増大

# 無条件降伏の緩和

- グルー国務次官
  - ◆ '45年5月、大統領に無条件降伏の緩和を進言
- スティムソン陸軍長官
  - ◆ '45年6月、対日戦略会議で政治的手段の追求を主張
  - ◆ 後に、ポツダム宣言案でも天皇制を容認するような条項を入れた

# ビデオ

- その時歴史が動いた  
「ポツダム宣言・米ソの攻防①  
原爆投下・トルーマンの決断」  
(NHK総合, 2001.7.25)
- ◆ ポツダム会談

# 日本降伏へ向けて:ポツダム会談

- トルーマン大統領、バーンズ国務長官
  - ◆ 原爆投下により、アメリカ単独で日本を無条件降伏させることができる
    - ソ連参戦を防ぐことができる
    - 無条件降伏の緩和をせずに済む

→ポツダム宣言から無条件降伏の緩和条項を削除  
(日本の拒否を確信、原爆投下の理由とする)

# ビデオ

- その時歴史が動いた  
「ポツダム宣言・米ソの攻防①  
原爆投下・トルーマンの決断」  
(NHK総合, 2001.7.25)
- ◆ ポツダム宣言以降



# 日本降伏へ向けて:ポツダム宣言以後

- 7.26 米英中、ポツダム宣言 →7.28 日本、「黙殺」
- 8. 6 広島へ原爆投下 →日本降伏せず
- 8. 9 ソ連参戦(斡旋不可に)、長崎へ原爆投下
- 8.10 日本、条件付き受諾を回答
  - ◆ 条件:天皇の国家統治の大権に変更を加えない
- 8.12 米、バーンズ回答 ...ソ連侵攻に対応
  - ◆ 条件:①天皇と日本政府は連合軍最高司令官に従属する  
②日本の究極的な政体は日本国民の自由に表明された意思により定める(天皇制存続に含み)
- 8.14 日本、ポツダム宣言を受諾

# トルーマンの誤算

- 原爆の外交的威力(脅迫)を過信
  - ◆ 日本は原爆だけでは降伏せず
    - ソ連参戦、無条件降伏緩和が必要だった
  - ◆ ソ連はアメリカへの対決姿勢を強める(冷戦へ)
    - 東欧・極東での勢力拡大
    - 原爆開発を急ぐ → 1949年に原爆完成

# 第5回課題

- 第5回授業の簡単なまとめと感想など
- トルーマン大統領はどのように対日戦を終結させるべきだったか？
  - ◆ 日本に天皇制維持を約束して降伏勧告を行う
  - ◆ ソ連参戦を待つ
  - ◆ 次々と原爆を投下する
  - ◆ 本土上陸作戦を行う
  - ◆ その他